

市民税・県民税の特徴実施困難申出兼開始誓約書について

市民税県民税の特別徴収とは、給与支払者（事業者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員（アルバイト・パート等を含む）に支払う給与から市民税・県民税を引去り（天引きし）、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度であり、所得税の源泉徴収を行っている給与支払者は、原則すべての特別徴収義務者として、市民税県民税を特別徴収していただくことになっています。

しかし、下記以外（特別徴収をするための準備が出来てない等）の理由により、全部または一部の従業員の特別徴収の実施が困難である場合は、別紙の「市民税県民税特別徴収実施困難理由申出書兼開始誓約書」を提出していただくことによって、特別徴収義務者としての指定を一定期間猶予（原則一年間）することができます。

● 普通徴収として認められる理由

- A. 受給者総人員（他市町村在住の方を含む）数が2名以下の場合。
- B. 他から支給される給与から市民税県民税が特別徴収されている場合。
- C. 支払額が少額のため、市民税県民税を特別徴収しきれない場合。
- D. 給与支払いが不定期であり、毎月支給されていない場合。
- E. 事業専従者の場合。
- F. 退職者又は5月31日までの退職予定者の場合。

（注意）

1. 提出していただいた内容によっては、再提出や内容確認のため資料の提出をお願いする場合があります。
2. 申出の内容と事実が相違することが判明した場合は、特別徴収を実施していただくことがあります。

— 記 載 例 —

市民税県民税特別徴収実施困難理由申出書兼開始誓約書

令和 元 年 6 月 1 日

ひたちなか市長 殿

申 出 者

住所又は所在地 水戸市笠原町〇×△-〇

氏名又は名称 株式会社 〇×企画

代表者の職氏名 茨城 太郎

連絡先 029-301-〇〇××

〇×企画
代表者
の印

次のとおり、令和元年度は特別徴収を実施することが困難であることを申し出るとともに、令和2年度からの特別徴収開始を誓約します。

特別徴収を実施することが困難な理由 (該当項目をチェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 電算システムの改修が必要なため <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容をカッコ内に記入) ()
困難理由の状況 (具体的な状況や事情等を 詳しく記入してください)	当社では、正規職員とパート・アルバイトなどの非正規職員とでは、異なる給与システムを使用している。 正規職員の給与システムは特別徴収に対応しているが、非正規職員の給与システムは、現行、特別徴収に対応できていない。 非正規職員の給与システムを特別徴収に対応させるため改修には、約半年の期間を要するため、令和元年度は、非正規職員については、特別徴収を実施することが困難である。
特別徴収の開始を誓約する年度	令和 2 年度

※ 提出していただいた内容によっては、再提出や内容確認のため資料の提出をお願いする場合がございます。

※ 申出の内容と事実が相違することが判明した場合は、特別徴収を実施していただくことがあります。

市民税県民税特別徴収実施困難理由申出書兼開始誓約書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申 出 者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の職氏名

印

連絡先

次のとおり、令和 年度は特別徴収を実施することが困難であることを申し出るとともに、令和 年度からの特別徴収開始を誓約します。

特別徴収を実施することが困難な理由 (該当項目をチェック☑)	<input type="checkbox"/> 電算システムの改修が必要なため <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容をカッコ内に記入) ()
困難理由の状況 (具体的な状況や事情等を 詳しく記入してください)	
特別徴収の開始を 誓約する年度	令和 年度

※ 提出していただいた内容によっては、再提出や内容確認のため資料の提出をお願いする場合がございます。

※ 申出の内容と事実が相違することが判明した場合は、特別徴収を実施していただくことがあります。